

台風第15号による被災への見舞金支給について

先般の令和元年台風第15号の被害に遭われた農業者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。市川市に【農業用施設被害報告書】が提出された方に対し見舞金を支給したいと考えております。詳細については下記をご確認ください。

対象者

市川市に居住し、農業所得を申告した方のうち、市川市に被害報告書が提出され、被災確認ができた方。

※強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用する者は除く場合有。

被災確認

市川市職員が被災場所に訪問し、被災を確認。

- ①被災対象が施設の場合、り災証明書の提出を予定。
- ②被災対象が農作物の場合、前年と今年の売上の減少等を帳簿で確認予定。

見舞金額

5万円の見舞金を現金支給。

支給の流れ

- ①市川市農業振興課に農業用施設被害報告書を提出（11月8日（金）まで）。
なお、10月1日（火）までに農業用施設被害報告書を提出している人は再度の提出は不要です。
- ②本市職員（農業振興課等）が被災した農業者の皆様へ訪問し、被災の確認を行い、確認書を作成。
- ③確認書を基に対象になった方に見舞金を支給。

●市川市 経済部 農業振興課
住所 市川市東大和田1-2-10 分庁舎C棟
電話 047-711-1141
FAX 047-378-3629